参考様式第５－１号

７ 農 林 第 １ ２ ４ ８ 号
令 和 8 年 2 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

南島原市長

市町村名 （市町村コード）	南島原市 （42214）
地域名 （地域内農業集落名）	見岳 （下見岳、堂原、柿久保、当田）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月12日 （第2回）

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１ 地域における農業の将来の在り方

（１） 地域農業の現状及び課題

・高齢化が進んでおり、後継者確保も十分ではない。
・収入や価格が不安定であり、農業経営が安定しない。
・販売先が少なく、作物の販売価格に課題がある。
・灌漑施設を利用する農家戸数が少ないので、今後の維持管理が難しい。
・農業就業人口の減少により、将来は入り作等の増加が考えられる。
・有害鳥獣対策が必要である。

（主な作物） 玉葱、馬鈴薯、ブロッコリー、とうもろこし、葉たばこ、苺、水稲、麦等、飼料作物（畜産）など

（２） 地域における農業の将来の在り方

・玉葱、馬鈴薯、葉たばこ等の露地栽培と苺等の施設栽培などの高収益作物や飼料用作物などの栽培の組み合わせなど、栽培技術と生産性の向上を図る。
・高齢化が進み、後継者のいる農家が減少していることから入り作等が期待される。
・農地利用者の確保・育成と、農地の団地化や集約化に配慮し、担う者へ農地の再分配を推進する。
・農作業の効率化を図るため施設・設備等の改善、先端技術やスマート農業等の導入を進める。
・地域農業の持続的な発展に向けて、雇用の拡大や必要な営農条件整備を進める。
・地域と担う者が一体となって、農地を有効活用していく体制づくりを進める。

２ 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１） 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.5 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－ ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

基盤整備事業を実施した農用地（農振農用地区域内の農用地）を優良農用地として維持する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手（認定農業者・認定新規就農者等）を中心に、農地利用最適化推進委員等や農地相談員が連携し、担う者へ農用地の集積・集約化を推進する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
担う者の経営意向を踏まえ、積極的に農地中間管理機構を活用する。 段階的に集積・集約化を推進する。
（3）基盤整備事業への取組方針
特に担い手のニーズを踏まえ、事業完了後は基盤整備地（優良農地）として効率的な利用に務める。 基盤整備地でも活用できる各種事業について、今後検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業従事者数の減少に伴い、地域をはじめ関係機関や各種団体で連携し、地域農業に参画を希望する多様な経営体についても確保・育成する必要がある。 雇用等を契機に、就農希望者には支援等を検討する必要がある。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るためJAや生産組合をはじめ農業法人や集落営農組織等への作業委託を推進する。 省力化機械及び設備の導入や共同作業による作業受委託など、効率的な営農を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☑	④畑地化・輸出等	☑	⑤果樹等
☑	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策のための、侵入防止柵や保護シート等の設置（更新）を地域で検討する。
②農薬や肥料の低減など、経費削減や環境に配慮した営農を目指す。
③スマート農業に関する情報を収集し、導入に向けた検討や実践に取り組む。
④生産・加工・販売等、農産物の付加価値を高める取り組みや販路拡大を検討する。
⑤果樹等、農地に適合した作物導入を検討する。
⑥燃料費の削減や飼料作物及び穀物栽培など、資源作物等の導入・拡大を検討する。
⑦農地や水路等及び施設・設備等の保全管理に取り組む。
⑧産地化や集団化も検討しながら計画的な機械・設備の導入を検討する。
⑨畜産農家と連携した効果的な施肥等や福祉施設等と連携した労働力確保等を検討する。
⑩地域内の農業を担う者等の変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員・農地利用最適化推進委員等の地域の代表者等への確認や書面及びホームページ等による簡易な方法による協議を行う。